水道光熱費	823,967,271	9,740,753	—	833,708,024
子どもゆめ基金助成費	—	1,204,634,042	—	1,204,634,042
その他業務経費	894,792,712	217,308,265	—	1,112,100,977
３一般管理費	—	—	1,269,662,748	1,269,662,748
４財務費用	—	—	4,800,606	4,800,606
計	5,594,232,047	2,028,103,739	3,134,373,546	10,756,709,332
Ⅱ事業収益				
１運営費交付金収益	3,534,436,013	1,981,128,475	3,065,430,900	8,580,995,388
２事業収入	1,565,373,376	45,766,071	—	1,611,139,447
３受取利息	—	—	2,401	2,401
４基金運用益	—	1,099,193	—	1,099,193
５寄付金収益	106,783,029	110,000	—	106,893,029
６受託収入	110,919,076	—	—	110,919,076
７施設費収益	201,587,897	—	—	201,587,897
８資産見返負債戻入	75,132,656	—	13,467,638	88,600,294
９雑益	—	—	55,394,250	55,394,250
計	5,594,232,047	2,028,103,739	3,134,295,189	10,756,630,975
Ⅲ事業損益	—	—	△　78,357	△　78,357
Ⅳ総資産				
１有形固定資産	93,625,495,562	—	228,482,454	93,853,978,016
２無形固定資産	18,080,585	—	236,000	18,316,585
３その他の資産	176,424,675	131,916,072	2,504,621,328	2,812,962,075
計	93,820,000,822	131,916,072	2,733,339,782	96,685,256,676

㈱１．区分の方法

区分は、青少年教育事業（教育及び研修支援事業、連絡・協力の促進）と基金事業（助成金の交付及び普及・啓発事業）に区分し、その他共通的な事項を法人共通として区分しております。

２．各事業の内訳

事業区分	事業内容
青少年教育事業	青少年教育関係者等の研修に対する指導及び助言を行うとともに、先導的かつ専門的な事業を企画・立案し、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図るために必要な事業
基金事業	青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付並びに附帯事業を行うために必要な事業（機構に関する省令第15条により区分経理）

３．一般管理費の「法人共通」(1,269,662,748円）は各セグメントに配賦しなかった費用であり、その主な内容は外部委託費、賃借料、保守・修繕費でありそれぞれ160,948,570円、190,910,493円、390,632,833円であります。

４．損益外減価償却相当額3,208,989,637円は、全額青少年教育事業であります。

５．引当外退職給付増加見積額は、青少年教育事業92,206,001円、基金事業155,745,320円、法人共通△251,713,895円となっております。

６．引当外賞与見積額は、青少年教育事業△77,882円、基金事業12,191,978円、法人共通△10,869,319円となっております。

７．有形固定資産、無形固定資産の「法人共通」合計（228,718,454円）は各セグメントに配賦しなかった資産であり、その主な内容は電子計算機であり139,975,214円であります。

８．目的積立金の取り崩しを財源とする費用は、青少年教育事業において102,880円発生しております。

９．人件費について、従来は職員等の所属組織に基づき各セグメントに配分しておりましたが、当事業年度より、より実態に合わせた詳細な所属組織における従事業務の状況に基づき配分する方法に変更しております。

この変更は、基金事業と青少年教育事業・法人共通間の連携が深まり、基金事業に関連する業務に従事する人員の増加に伴い、各セグメントの費用負担関係を明確にし、各セグメントへの帰属の状況をより明確にするために行ったものであります。

この変更により、基金事業の人件費が149,394,421円、青少年教育事業の人件費が11,745,860円それぞれ増加し、法人共通の人件費が161,140,281円減少し、基金事業の運営費交付金収益が149,394,421円増加しております。

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上は、退職一時金及び基金事業に係るものについては業務達成基準、その他については期間進行基準により行っております。

２．基金運用益の計上基準

基金運用益は、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務のための支出額を限度として収益化しております。基金運用利益金負債勘定は、子どもゆめ基金の資金運用先である有価証券に係る有価証券利息のうち、収益化未済の金額が記載されております。

３．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～64年
構築物	２年～55年
機械及び装置	２年～16年
船舶	２年～13年
車両運搬具	２年～７年
工具器具備品	２年～16年